

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱に対する 意見・情報の募集について(案)

滋賀県では、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)を制定し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象とならない小規模な開発事業について、法と同様に環境アセスメント手続を規定しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)の一部改正により、市町が認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される再生可能エネルギー施設の整備事業については、環境影響評価法の計画段階環境配慮書に係る規定を適用しないこととする特例が設けられたこと等を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例においても同様の規定を設けるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

つきましては、同条例の改正内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理したうえで公表することとしております。個々の意見・情報は直接回答致しませんので、あらかじめご了承をお願いします。

また、地球温暖化対策推進法の一部改正に関係して「地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準(案)」についても別途ご意見・情報を募集していますので、ご承知おき下さい。

1 公表する資料

- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱(案)
- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)
- ・滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要
- ・(参考資料1) 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案【概要図】
- ・(参考資料2) 滋賀県環境影響評価条例および環境影響評価法の対象事業一覧

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、環境政策課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナー、県立大学および県立図書館に資料を備え付けます。

3 募集期間

令和5年12月22日(金曜日)～令和6年1月22日(月曜日)

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの入力
- (2) 郵 送 〒520-8577 (住所の記載は不要)

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課環境管理係

- (3) ファックス 077-528-3357
- (4) 電子メール de0004@pref.shiga.lg.jp

5 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱（案）

1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の一部改正により、一定の地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の計画段階環境配慮書に係る規定を適用しないこととする特例が設けられたことを踏まえ、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）においても同様の特例を設けるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 市町から地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた者が、当該地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないこととします。（第 53 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

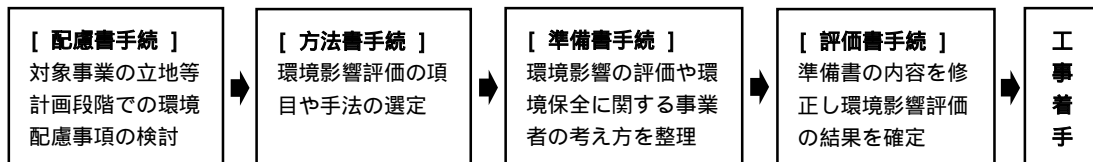
滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（案）

旧	新
<p>第1条～第52条 省略 （適用除外） 第53条 省略 （新設） 第54条以下 省略</p>	<p>第1条～第52条 省略 （適用除外） 第53条 省略 <u>2 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。</u> 第54条以下 省略</p>

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要

- 環境影響評価（環境アセスメント。以下「アセス」という。）は、大規模な開発事業を行う際に事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に予測、評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、事業計画に反映することで、より環境に配慮した事業とするための制度である。
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）では、一定規模以上の道路、ダム、発電所の設置の事業等を対象にアセス手続等が定められているが、本県の地域特性等を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例（平成10年条例第40号。以下「条例」という。）により、法の対象とならない小規模な開発事業等についても、法と同様のアセス手続等を定めている。

【環境影響評価手続（アセス手続）の流れ】



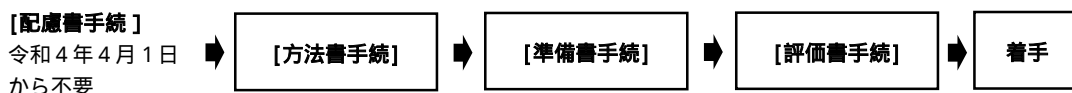
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の一部改正（令和4年4月1日施行）により、市町が認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される再生可能エネルギー施設の整備事業（以下「認定事業」という。）が、法に基づくアセス手続が必要な事業（以下「法対象事業」という。）に該当する場合、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に係る規定を適用しないこととする特例が設けられた。
- また、認定事業は、国や県の環境配慮基準に基づき市町が設定する「促進区域」内で実施されるものであり、現在、太陽光発電を対象とした県の環境配慮基準について検討を行っている。
- 県の環境配慮基準の策定後は、法対象事業に該当する認定事業については、配慮書手続が不要となるため、法と同様に、条例に基づくアセス手続が必要な認定事業についても配慮書手続を不要とすべく、条例の一部改正を行う。

1 法に基づく手続

以外の事業



認定事業

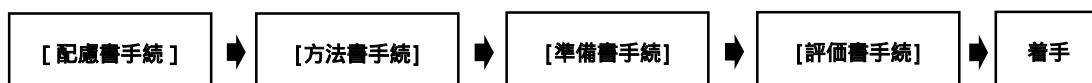


< 認定事業について配慮書手続が不要とされている理由 >

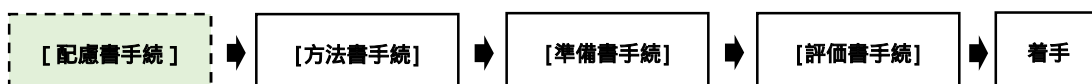
- ・ 配慮書手続は、事業の初期段階として、対象事業の位置や規模の設定など、計画段階での環境配慮事項を検討する段階とされている。
- ・ 認定事業を実施する「促進区域」を市町が設定する段階で、計画段階での環境配慮事項が検討済であることから、配慮書手続は不要とされている。

2 条例改正のイメージ

以外の事業



認定事業



【改正部分】

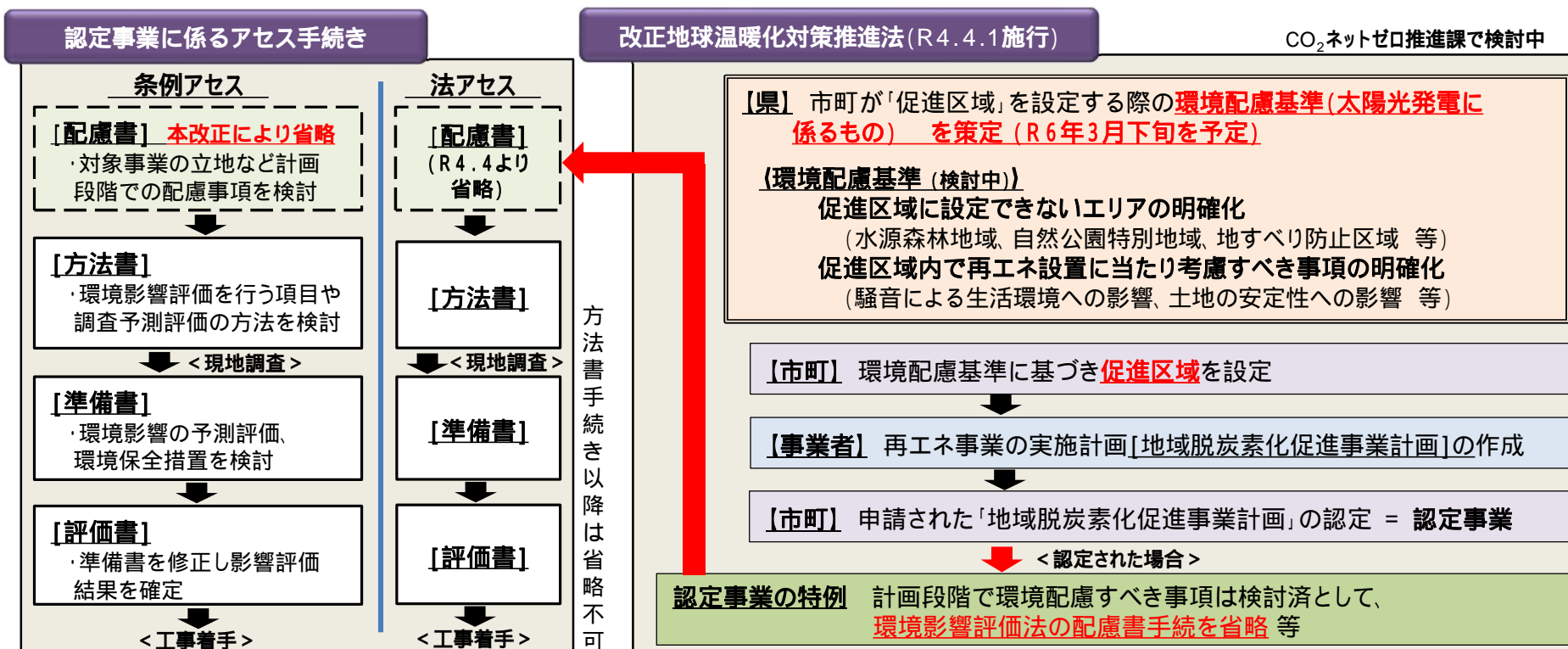
法と同様に条例についても**配慮書手続を省略**（方法書以降の手続は必要）

3 施行日

- ・ 公布の日から施行

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案【概要図】

- 滋賀県環境影響評価条例では、環境影響評価法の対象とならない小規模な事業等について、法と同様のアセス手続を規定している。
- 改正地球温暖化対策推進法(R4.4.1施行)により、市町が認定した地域脱炭素化促進事業(再エネ施設の整備事業)については、法アセスにおける配慮書手続を省略する規定が設けられた。
同事業を実施する区域「促進区域」を設定する際の環境配慮基準(県基準)の策定に合わせ、法と同様に、条例アセスにおいても配慮書手続を省略するため、条例改正を行う。【公布の日から施行(R6年3月下旬を予定)】



【環境影響評価(環境アセスメント)とは】

・道路、ダム、発電所の設置といった大規模な事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響(水質、動植物、景観等)を、事前に調査、予測、評価し、実行可能な範囲で環境影響の回避または低減を図ることでより環境に配慮した事業にしていく手続。

【太陽光発電に係る環境アセスメント手続の規模要件】

- ・環境影響評価法(法アセス)：出力40 MW(メガワット)以上(第1種事業)、出力30~40 MW(第2種事業)
- ・滋賀県環境影響評価条例(条例アセス)：宅地の造成事業(太陽光発電を含む面的開発) 事業面積 20ha以上(出力10~20 MWに相当)
森林の場合は事業面積 15 ha以上、自然公園内は事業面積 10 ha以上

滋賀県環境影響評価条例および環境影響評価法に基づく対象事業一覧

滋賀県環境影響評価条例	
対象事業の種類	対象規模要件
1. 道路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積 3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 ^{（注2）} は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く） 10ha以上（増設 10ha以上の増） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの （7）当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。 （4）当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）

注1）森林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2）自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

環境影響評価法		
対象事業の種類	第1種事業	第2種事業
1. 道路 高速自動車道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	- - 4車線以上・7.5～10km 幅員6.5m以上・15～20km
2. 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75～100ha 土地改変面積75～100ha
3. 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	- 長さ7.5～10km
4. 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875～2,500m
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所 太陽電池発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 出力4万kW以上 出力1万kW以上 すべて	出力2.25～3万kW 出力11.25～15万kW 出力7,500kW～1万kW 出力3万kW～4万kW 出力7,500kW～1万kW -
6. 廃棄物処理施設 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25～30ha
7. 埋立、干拓	面積50ha超	面積40～50ha
8. 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75～100ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75～100ha
10. 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75～100ha
11. 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75～100ha
12. 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75～100ha
13. 宅地の造成事業	面積100ha以上	面積75～100ha

港湾計画 埋立：堀込面積の合計300ha以上

【複合開発事業】

上の表の11から14に掲げている事業の種類のおいずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいう。
これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となる。